吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2024 年 10 月 25 日

株式会社倉元製作所

吸収分割に係る事前備置書面

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所
代表取締役社長　渡邉　敏行

当社は、有限会社UNOクォーツ（以下、「UNOクォーツ」という）を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

また、本吸収分割に関し、会社法794条第１項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

１．吸収分割契約の内容

別添の吸収分割契約書をご参照ください。ない、本件吸収分割は、会社法第796条第２項に定める簡易吸収分割の方法によります。

２．分割対価の定めの相当性等に関する事項

本吸収分割に際して、当社は、８千万円を吸収分割契約日前日の当社普通株式の東京証券取引所の終値（341円）で除した数（234,605株）の当社普通株式（小数点未満切り上げ。以下、「交付株式」という。）を新たに発行して効力発生日にUNOクォーツに交付いたします。

ただし、上記の交付株式数は、以下に該当する場合は、追加で株式（以下「追加交付株式」という。）を新たに発行して交付いたします。ただし、分割会社が効力発生日より３か月以内に交付株式を全て承継会社が上場する金融商品取引所における売買その他承継会社がこれに準じる方法により第三者に売却したと認めた場合に限ります。

また、UNOクォーツは、交付株式数及び追加交付株式を売却するにあたっては、証券会社と一任取引の契約（1契約）を締結して売却を行うことといたします。

なお、追加交付株式につきましては、UNOクォーツは、その主たる事業である石英火加工事業に関する債務の弁済に約８千万円が必要であるため、交付株式の株式市場での売却代金が８千万円に不足する場合は、交付株式数の２分の１（117,302株）を限度として、当社が追加交付株式を交付することを、UNOクォーツ側の要請に基づいて、本会社分割の条件としたものです。

また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、相当であると判断しております。

３．分割対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．吸収分割会社に関する事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

計算書類の公告義務はありません。

（２）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末尾後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．効力発生日後における承継債務の履行の見込みに関する事項

本会社分割において、当社が承継する債務はありません。

以上

別添

吸収分割契約書

有限会社UNOクォーツ（以下「分割会社」という）と株式会社倉元製作所（以下「承継会社」という）とは、分割会社の営む石英火加工事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務の一部を分割し、承継会社に承継させる（以下「本吸収分割」という）ため、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる分割会社及び吸収分割承継会社たる承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：有限会社UNOクォーツ

住所：茨城県神栖市知手中央10丁目6番8号

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社倉元製作所

住所：宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1

第2条（承継する権利義務）

承継会社は、本件会社分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「以下本件権利義務」という）を分割会社より承継する。

第3条（分割対価及び支払方法）

１．本吸収分割に際して、承継会社は、金8千万円を吸収分割契約日前日の東京証券終値で除した数の普通株式（小数点未満切り上げ。以下、「交付株式数」という。）を効力発生日に分割会社に交付する。

２．前項の交付株式数は、以下に該当する場合は、追加で株式（以下「追加交付株式」という。）を交付する。ただし、分割会社が効力発生日より３か月以内に交付株式を全て承継会社が上場する金融商品取引所における売買その他承継会社がこれに準じる方法により第三者に売却したと認めた場合に限る。

1）分割会社が、効力発生日より3か月以内に売却したすべての交付株式数の売却代金総額が、8千万円に満たない場合は、

2）８千万円に不足する金額を、最終の市場売却価格で除した株数を追加交付株式数として、承継会社が分割会社に追加で交付する。ただし、追加交付株式数は、最大で交付株式数の2分の1を限度とする。

４．分割会社は、本条の交付株式数及び追加交付株式を売却するにあたっては、インサイダー取引を防止する観点から、証券会社と一任取引の契約（1 契約）を締結して売却を行うことする。
５．吸収分割に際して増加する承継会社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い承継会社が別途適宜定める金額とする。

第 4 条（分割効力発生日）
本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2024 年 10 月 29 日とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、これを変更することができる。

第 5 条（機関決定）
分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、会社法第783条もしくは734条に定める株主総会もしくは取締役会の決議による承認を受ける。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（善管注意義務）
分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ分割会社承継会社協議の上、これを行う。

第 7 条（分割条件の変更及び本契約の解除）
本契約締結後分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（引継ぎ義務）
分割会社は、効力発生日後、承継会社が本件事業を円滑に遂行することができるよう、承継会社が要請する事項につき、合理的な協力をするものとする。

第 9 条（精算義務）
１　分割会社及び承継会社は、効力発生日後、相手方が負担すべき債務を履行等した場合及び債務の履行等を受けた場合、相手方との間で、直ちにこれを精算するものとする。
２　分割会社は、効力発生日後３か月以内に承継会社が承継した不動産に設定している根抵当権について、その抹消のための措置を講じなければならない。

第 10 条（本契約の効力）
本契約は、効力発生日の前日までに第 5 条に定める本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合、又は、本吸収分

割の実行に重大な影響をきたす条件若しくは制約等が付された場合には、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法）
本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第 12 条（専属的合意管轄）
分割会社及び承継会社は、本契約に関する争いについて、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意する。

第 13 条（協議事項）
本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、分割会社及び承継会社それぞれ記名・捺印の上、各自 1 通を保有する。

2024 年 9 月 10 日

分割会社：茨~~木~~城県神栖市知手中央 10 丁目 6 番 8 号
有限会社 UNO クォーツ
代表取締役　中尾　忠男

承継会社：宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1-1
株式会社倉元製作所
代表取締役　渡邉　敏行

承継権利義務明細書

承継会社は、本件会社分割により、本件会社分割の効力発生日における以下に掲げる契約上の地位および当該契約に基づく権利義務を分割会社から承継する。

１．得意先、仕入先との契約上の地位

本事業に関する得意先、仕入先との基本契約その他契約書の地位

２．無形固定資産及び知的財産権

対象事業に属する営業権、特許権、商標権及び意匠権等、一切の無形固定資産及び知的財産権とする。

３．有形固定資産（2023 年 11 月末日現在の簿価）

建物	23,631,271 円
機械装置	7 円
工具備品	1 円
土地	33,977,000 円
合計	57,608,285 円

４．承継会社は、本会社分割にあたり、分割会社の債務を一切承継しない。

５．分割会社が根抵当権を設定している債務についても、引き続き分割会社が債務者の地位にとどまることとする。

６．承継会社は、本会社分割にあたり、分割会社の労働契約を一切承継しない。

７．承継会社は、分割会社の許認可において、本件事業に属する免許、許可、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

以上